

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

MAY 24TH 2017

■ TOPICS

- 「一帯一路」国際協力サミットフォーラムを開催
～シルクロード基金へ 1,000 億元増資～

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 4 月の主要経済指標 投資・生産・消費ともに鈍化

【産 業】

- 4 月の 70 大都市住宅価格 前月比上昇 58 都市 前月より 4 都市減

【貿易・投資】

- 福建省 7 月より最低賃金引き上げ
- 社会保険料率の引き下げ 上海市等で発表

【金融・為替】

- 4 月のクロスボーダー人民元決済額
- 4 月の人民元新規貸出 前年同月比 5,422 億元増 前月比 800 億元増の 1 兆 1,000 億元

■ RMB REVIEW

- 対ドルでの膠着相場が継続しよう

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「国务院の工商登記事前審査・許可事項の更なる削減に関する決定」
- 「国务院弁公庁の“多証合一”改革の加速推進に関する指導意見」他

本邦におけるご照会先:

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

TOPICS

「一帯一路」国際協力サミットフォーラムを開催 ～シルクロード基金へ 1,000 億元増資～

「一帯一路」国際協力サミットフォーラムは5月15日、30ヶ国首脳による共同声明を採択し、2日間の日程を終え閉幕した。サミット期間中、各国政府、企業は政策の連携、施設の連結、貿易の円滑化、資金の融通、民心の融合といった「一帯一路」の趣旨に基づき、270件あまりの協力協定を締結した。なお閉幕式で習主席は、中国が2019年に2回目のフォーラムを開催することも宣言した。

I. 習近平主席の基調演説

習近平国家主席は5月14日の開幕式で、「手を携えて『一帯一路』を推進する」をテーマとした基調演説を行った。習近平主席は平和的な協力、開放と包容、相互的な促進、ウィンウィン関係の構築を核心とする基本方針を堅持し、「一帯一路」建設の長期的な継続を目指して手を携えて推進するよう呼びかけた。その概要は以下の通り。

かつてのシルクロードは沿線各国の友好交流に新たな扉を開き、人類の発展と進歩に大きな貢献をしてきた。平和的な協力、開放と包容、相互的な促進、ウィンウィン関係の構築を核心とするシルクロード精神は長年に渡って積み重ねられた、人類文明にとって貴重な財産である。

私は2013年、カザフスタンとインドネシアでシルクロード経済ベルト、及び21世紀海上シルクロード、即ち「一帯一路」構想を提唱した。それから4年間、世界の100以上の国と国際組織が「一帯一路」建設に積極的に参与し、国連総会、国連安全保障理事会などの重要な決議においても「一帯一路」の関連内容が盛り込まれてきた。4年間で「一帯一路」は理念から行動へ、ビジョンから現実へと段階的に転換しつつあり、充実した成果を収めることができた。

具体的には①政策の連携。「一帯一路」の趣旨の1つは優位性の相互補完であり、我々はマクロ・産業政策で協調し40余りの国・組織との協力協定を締結、②インフラ結合強化。中国・パキスタン、中国・モンゴル・ロシア、ユーラシア・ランドブリッジなどの経済回廊を軸に、鉄道、港湾、情報通信など複合型インフラネットワークを整備しつつある、③貿易の円滑化。2014年～2016年の期間の中国と「一帯一路」沿線国の貿易総額は3兆米ドル、中国企業による「一帯一路」沿線国への直接投資は累計500億米ドルをそれぞれ上回っている。また中国企業は沿線20余りの国で56の経済貿易協力区を設置し、関連国で約11億米ドルの税収と18万人の雇用機会を創出、④資金調達方式の充実。中国は「一帯一路」沿線各国政府、国際組織、および数多くの金融機関と提携し、世界銀行など従来型の多国間金融機関とともに「一帯一路」建設に対し金融サービスを提供、⑤民間交流の促進。経済面のみならず、中国は沿線各国と科学、教育、文化、衛生など幅広い分野における民間協力を展開。

「一帯一路」構想は時代の流れに順応し、各国の利益と合致し、大きな将来性を秘めている。我々はこの波に乗り、「一帯一路」建設が長期的に継続できるように取り組み、より素晴らしい未来へと邁進するため、「一帯一路」を平和の道、繁栄の道、開放の道、革新の道、文明の道へと築き上げる。

中国は革新、調和、グリーン、開放、共有といった発展理念を徹底し、「一帯一路」に力強い原動力を注ぎ込み、世界の発展に新たなチャンスをもたらす。具体的に、中国政府はシルクロード基金に追加で1,000億元を出資するとともに、金融機関による人民元建て海外投資ファンド業務の展開を推奨する。また中国政府はアジアインフラ投資銀行(AIIB)やBRICS開発銀行、世界銀行といった多国間機構と協力し、参与国とウィンウィン関係の経済貿易パートナーシップを構築する。

我々は「一帯一路」フォーラムに後続する連携メカニズムを確立し、経済発展研究センターや「一帯一路」促進センターなど多国間協力の新たなプラットフォームを打立てる。

「一帯一路」はアジア、ヨーロッパ、アフリカ大陸に向けられるとともに、すべての友人たちに開放的なスタンスで臨んでいる。「一帯一路」の趣旨は、皆が協力して推進し、皆がともに成果を分かち合うことである。我々は一步一步着実に「一帯一路」を推進し、少しずつ成果をつかみ、世界に幸福をもたらし、各国国民に幸福をもたらしていく。

II. 参加国の共同声明と共通認識

➤ 5つの共通認識

習近平主席は5月15日の閉会式で、参加国間で一致した5つの重要な共通認識を総括した。

- ① 各国は「一帯一路」建設の推進に取り組み、世界経済が直面する試練に協力しながら対応することに合意した。各国は政策の連携、施設の連結、貿易の円滑化、資金の融通、民間交流を一層進めることを表明した。
- ② 各国は経済政策、発展戦略の結合を強化し、連動した発展方式の実現を目指すことに合意した。各国は経済、金融、貿易、投資に関するマクロ政策を効果的に結合し、開放型経済の構築、貿易・投資の自由化・円滑化を推進し、各国の比較優位分野の相互補完を推奨し、新しい業態を育成し、経済成長の新たな原動力を引き出すことに合意。
- ③ 各国は引き続き、インフラネットワークの整備を推進することに合意した。各国は経済回廊の建設を積極的に推進し、実体経済のより良い成長を後押しし、投資、資金調達分野の協力を重視し、金融市場の相互開放の拡大を推奨し、安定的で持続可能な金融システムの構築に取り組むことに合意。
- ④ 各国は多分野にわたる交流を積極的に推進し、双方向、多様な人的交流、文化交流体制を構築するほか、環境保護、気候変動対策、腐敗対策といった分野における協力も強化し、人材移動をより円滑化することに合意。
- ⑤ 各国は「一帯一路」建設が開放的、包容的な発展プラットフォームであり、各国はいずれも平等な参加者、貢献者、受益者であることを明確にした。

➤ 共同声明

「一帯一路」フォーラムは15日、30ヶ国首脳による共同声明を採択した。共同声明では、「一帯一路」構想は各国間の協力深化に重要なプラットフォームを提供しており、かつこれまで好ましい成果を上げたとした上で、その枠組みにおいて、開放型経済を構築し、自由で包容的な貿易体制を確保し、あらゆる形式の保護主義に反対すると明記した。共同声明は今後の主要な取り組みとして以下を挙げている。

- ① 我々是对話と協商を強化し、各国の発展戦略の結合を促進し、欧州、アジア、アフリカなど地域間パートナーシップの構築に向けて努力する。
- ② 我々はマクロ経済問題について協議を重ね、既存の二国間・多国間の協力メカニズムを改善しながら、重要プロジェクトに力強い政策支援を提供する。
- ③ 我々はイノベーション協力を強化し、電子商取引(e コマース)、デジタル経済、スマートシティ、科学技術園区などの分野における革新を支援し、知的財産権を尊重しながら、インターネット時代におけ

る新しいイノベーションモデルに関する意見交換を積極的に行う。

- ④ 我々は道路、鉄道、港湾、物流、航空、エネルギーパイプライン、電力、海底ケーブル、光ファイバー、電子通信、情報通信技術などの分野における協力を推進し、新ユーラシア・ランドブリッジ、北極海航路など地域経済回廊の建設を推進し、国際的なインフラネットワークを徐々に形成していく。
- ⑤ 我々は国際基準を参考にしながら、関連規則や技術基準などの統一を通じ、インフラ整備の効率最大化を実現させる。また我々は雇用の増加、生活水準向上に有利な分野で政府と社会資本パートナーシップ方式(PPP)を積極的に推進するとともに、金融機関による参与と出資を歓迎する。
- ⑥ 我々は経済・貿易協力を深化し、多国間貿易体制を維持しながら、世界貿易機関(WTO)第 11 回閣僚会議で新たな成果を挙げるように取組む。また貿易・投資の自由化と利便化を引続き推進し、国民に実感させるように努力する。
- ⑦ 我々は貿易構造の是正や、e コマース、デジタル経済の推進などを通じ、貿易の活発化を図り、関連国・地域における自由貿易区、自由貿易協定の推進を推奨する。
- ⑧ 我々はグローバルサプライチェーンの構築を推進するとともに、安全な生産、社会保障システムの強化にも取り組む。また我々は双方向の投資を拡大し、新興産業、貿易、工業園区、越境経済園区などの分野における協力を強化する。
- ⑨ 我々は生態系の多様性、自然資産の保護、気候変動対策、災害対策、災害防止、再生可能なエネルギーの普及、エネルギー使用の効率化などの分野における協力を強化する。
- ⑩ 我々は通関手続きの簡素化、監督管理の相互承認、法律執行の協力、情報の共有を推進する。各国は税関の提携を強化し、手続きの統一化などを通じ貿易の利便化を図ると同時に、知的財産権の保護にも取り組む。
- ⑪ 我々は持続可能な資金調達システムの構築に取り組む。金融施設の連結、資金調達・投資方式の革新で金融サービスの水準を向上させる。我々は現地の金融市場に適合した金融サービス方式を模索し、開発型金融機関、多国間開発機関が積極的に参加するよう働きかける。
- ⑫ 我々は公平かつ安定した国際金融システムの構築に取り組み、決済システムの提携などを通じ、金融市場の相互開放と連携を促進する。金融機関が関係国と地域で出先機関を設立することを推奨し、自国通貨での二国間貿易決済を推進し、債券・株式市場を育成し、金融提携の強化で金融リスクを回避する。
- ⑬ 我々は民間交流を強化し、教育、科学技術、スポーツ、衛生、シンクタンク、メディアなど多分野における深いレベルの協力を実施する。
- ⑭ 我々は多文化間の交流を推奨し、観光業の発展を促進し、世界の文化・自然遺産の保護に取り組む。

Ⅲ. 中国の取り組み

➤ 資金面での援助

習近平主席は開幕式の基調演説において、経済のグローバル化、および発展途上国の経済支援を進める

考えを強調し、一帯一路戦略を支えるために中国が設立した「シルクロード基金」に 1,000 億元を追加出資し、インフラ建設を加速させる方針を示した。

中国人民銀行の易綱副総裁は、「一帯一路」建設においてシルクロード基金は適切な運営方式を通じ、重要プロジェクトに必要な資金を提供し、財務上の健全性を維持しながら、合理的な投資収益を実現したとした上で、シルクロード基金への増資は拡大する資金需要を満たすとともに、沿線各国、および国際機関の積極的な参与を誘導する役割も期待できると強調した。

また習近平主席は、中国は今後 3 年間、「一帯一路」建設に参加する発展途上国と国際組織に 600 億元の資金援助、「一帯一路」沿線の発展途上国に 20 億元の緊急食糧援助を提供し、南南協力(発展途上国間の協力)援助基金に 10 億米ドルを増資し、沿線国家で「幸福家園」(居住環境改善)、「愛心助困」(貧困救済)、「康復助医」(リハビリ、医療支援)などのプロジェクトを実施する方針を示した。

➤ 沿線国との貿易拡大

商務部によれば、「一帯一路」が提唱されてから、中国と沿線各国との経済・貿易協力が大きく拡大し、沿線諸国の経済発展に新たな活力がもたらされた。貿易面では、中国-ASEAN 博覧会、中国-南アジア博覧会、中国-ユーラシア博覧会、中国-アラブ諸国博覧会などが開催され、各国に国際交流のプラットフォームを提供し、政府、企業の双方向の交流を促進した。2014 年～2016 年の期間の中国と沿線各国との貿易額は 20 兆元に上り、その伸びは世界平均の水準を大きく上回った。

投資面では、商務主管部門は海外進出における法律、税務上の支援などを通じ、中国企業による沿線各国への直接投資を積極的に推進した。2014～2016 年の期間の中国企業による沿線各国への直接投資は 500 億米ドルを超え、沿線各国と締結された対外請負プロジェクト契約額は 3,049 億米ドルに達した。同時に、中国国内では外資系企業の参入基準をさらに緩和し、法律・規則に則った国際ビジネス環境を創出し、沿線各国の対中投資の誘致に取り組んでいる。その他、海外での経済貿易特区の建設も推進し、中国企業は沿線 20 ヶ国で経済貿易協力区 56 ヶ所を建設し、累計投資額は 185 億米ドルを超え、投資先国に 11 億米ドルを超える税収と 18 万人の雇用を創出した。

また商務部によれば、2017 年 1～4 月、中国企業は「一帯一路」沿線の 45 ヶ国に計 39 億 8,000 万米ドルの直接投資を行った。同時期に中国企業は「一帯一路」沿線 61 ヶ国で 1,862 件の請負プロジェクトを契約し、契約額は前年同期比 2.3%増の 318 億 5,000 万米ドルに達している。

➤ 税関総署、「一帯一路」貿易の円滑化を推進

税関総署は政策の連携、インフラ施設の結合、貿易の円滑化、資金の調達、民心の融合を主旨とし、重点プロジェクトを切り口とし、「一帯一路」の沿線国・地域の税関とさまざまな措置をとり、貿易の円滑化に取り組んでいる。

これまでに、中国税関は欧州連合(EU)、シンガポール、韓国、スイス、ニュージーランドなど 33 ヶ国・地域と AEO (Authorized Economic Operator) 相互認証を実施し、海外における中国の AEO 認定企業に対する検査率は平均で半減し、所要時間は従来より 30%以上短縮し、企業のコストダウンにつながっている。

税関総署は 2020 年までに AEO 相互認証した国・地域との貿易額を全体の 80%以上に引き上げる目標を掲げており、これが実現できれば、企業の輸出入の利便性が向上し、企業の成長にプラスになると見られている。

➤ 沿線各国との航空便、国際鉄道の普及

中国民用航空局(民航局)によれば、中国国際航空、中国南方航空、中国東方航空をはじめとする国内航空各社はこれまでに「一帯一路」沿線の 43 ヶ国と直行便を開通しており、1 週間の便数は 4,200 便に上る。各社は今後も沿線国への輸送能力拡大に向けて投資を進め、新たに 240 路線を開通する予定である。

民航局発展計画司の王長益司長は、ここ数年、航路の開通に伴い「一帯一路」沿線国への旅客輸送量が国際旅客全体に占める割合は 2015 年の 39.8%から 2017 年 1~4 月の 47.1%へと着実に上昇していると述べた。

また「一帯一路」構想が提唱されてから、鉄道総公司は中国と欧州をつなぐ国際鉄道－中欧列車の建設を推進し、列車運行における品質と効率の向上に努めている。今年は 5 月 18 日に 1,000 本目の中欧列車が走り、前年同期より 612 本増加した。また 4 月 8~14 日の 1 週間で 71 本の中欧列車が運行され、週間運行本数の最高記録を更新した。現在では、新ユーラシア大陸橋とシベリア大陸橋を軸に中欧列車運行路線は 51 本敷設され、中国国内の 28 都市、欧州 13 ヶ国の 44 都市をつなぐネットワークが形成されている。

今年 4 月、鉄道総公司主導で、中国、カザフスタン、モンゴル、ロシア、ベラルーシ、ポーランド、ドイツの 7 ヶ国の鉄道部門が「中欧列車協力協定」に調印し、鉄道の相互接続、サービスプラットフォームの建設、通関効率の向上などに取り組むことに合意した。

➤ 国有企業も積極的に参加

国有資産監督管理委員会(国資委)によれば、「一帯一路」構想が提唱されてから、中央政府が所管する 47 社の国有企業が計 1,676 件のプロジェクトに参加している。そのプロセスの中で、中国企業は生産、原材料調達、雇用、アフターサービス、企業管理の現地化を積極的に推進し、現地の経済、産業の発展、雇用の創出に重要な役割を果たした。

➤ 科学技術面の協力で「一帯一路」をバックアップ

科学技術協力は「一帯一路」を推進するための重要な一部分であり、中国科学院(中科院)を中心とした中国の研究機関は「一帯一路」のフレームワークの下で国際化の推進に取り組み、現段階では、60 あまりの研究機関と 1,000 件以上の協力協定を締結し、全面的で異なるレベルの科学技術協力体制を打立てている。

中科院は 2016 年、「一帯一路」科学技術組織連盟を立上げ、中国と沿線国に科学技術面のサポートの提供を開始しているほか、「一帯一路」国際科学技術協力行動計画を実施し、沿線国との科学技術イノベーション共同体の創設に取り組んでいる。その他、中科院は奨学金、トレーニングなどを積極的に行い、沿線国・地域の人材育成にも携わっている。

➤ 金融面での協力

2016 年末までに中国銀行業協会は 620 社の中・外資加盟銀行に「中国銀行業による『一帯一路』へのサポートに関する提案」を公布し、グローバル業務への展開を推奨している。

中国銀行業協会によれば、2016 年末までに、中資系銀行 9 行は「一帯一路」沿線の 26 ヶ国で 62 の支店・代表所を設立した。国家開発銀行、輸出入銀行の「一帯一路」沿線国への貸出残高は 2,000 億米ドルを上回っているほか、株式制商業銀行も積極的に参与しようとし、中信銀行はデータベースに沿線国の 300 件以上の投資案件が備蓄されている。

➤ 文化交流

中共中央宣伝部(中宣部)によれば、「一帯一路」戦略が提唱されてから、国内外の多くの研究機関が関心を寄せ、50社以上の研究機関が100本以上の研究報告を発表した。

また教育部は「シルクロード中国政府奨学金」を設立し、広播電視総局は「ムービーによるシルクロードのかけ橋」、「シルクロード出版物交流」などのプロジェクトを実施し、文化部は「一帯一路文化発展行動計画(2016～2020年)」を実施するなど、民間交流の推進にも積極的に取り組んでいる。

2016年末までに、「一帯一路」沿線国から中国へやって来た留学生は20万人を上回り、中国政府は沿線60以上の国と政府間文化交流協力協定を結んでいる。

IV. まとめ

「一帯一路」構想が打出されてから、すでに数多くの二国・多国間貿易協定が締結されており、今回のフォーラムを契機に、今後貿易・投資の利便化がより一層進むことが予想される。金融面においても AIIB など国際金融機関の参入は沿線各国金融市場の高度化、安定化につながると見込まれている。その他、「一帯一路」の推進に伴い、沿線各国、特に発展途上国のインフラ施設が整備され、都市化、並びに労働力の集中化による現地経済の発展促進効果が期待される。

また「一帯一路」のメリットは経済面にとどまることなく、国家・地域間の交流が盛んとなるにつれ、異なる地域、言語、習慣の人々が相互に認識を深め、国家間の包容、パートナーシップの構築が促進されることも「一帯一路」の推進の大きな意義であると思われる。

「一帯一路」のスケールは膨大であり、現時点でその全貌をつかむことは困難であるが、今後協力の深化に伴い、景気の安定や雇用機会の創出など、「一帯一路」のメリットがより実感されるようになると思われる。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国投資銀行部
中国調査室

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆4月の主要経済指標 投資・生産・消費ともに鈍化

国家統計局は15日、4月の主要経済指標を発表した。1-4月の固定資産投資は前年同期比+8.9%（1-3月：同+9.2%）、4月の工業生産（付加価値ベース）は前年同月比+6.5%（3月：同+7.6%）、社会消費財小売総額は前年同月比+10.7%（3月：同+10.9%）と、何れも伸びは前月より鈍化した。

同局は足元の経済運営について、主要経済指標の伸びは鈍化しているものの、安定基調に変わりはないとした。雇用について、1-4月の都市部雇用者数は前年同期比22万人増の465万人（2017年目標：1,100万人以上）と安定している。過剰生産能力については、4月末で鋼材が3,170万トンの削減、石炭が6,897万トンの削減、通年目標に対する進捗率はそれぞれ63.4%、46.0%と調整が進んでいること等の実績を挙げた。

一方、1-4月の東北部の工業生産は前年同期比+1.6%と全国平均の伸び（+6.5%）を大きく下回り、地域間格差が依然として大きいこと、2016年に急減速した民間投資は2016年後半から一旦持ち直してきたものの、4月には再び減速し、民間部門の回復力の脆弱さが現れたこと等を課題として挙げた。

<4月の主要経済指標>

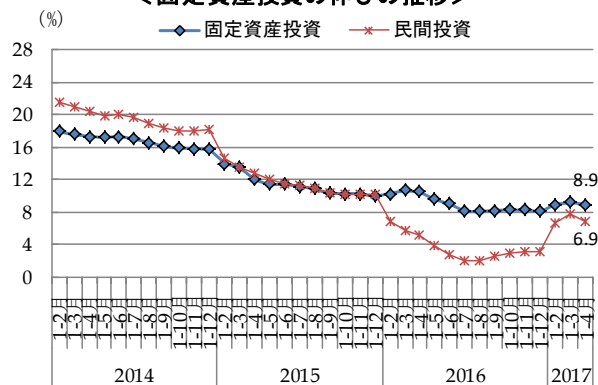
項目	金額	前年比(%)
固定資産投資(除く農村企業投資)*	(億元) 144,327	8.9
うち、国有部門	(億元) 51,476	13.8
うち、民間部門	(億元) 88,053	6.9
産業別		
第一次産業	(億元) 3,931	19.1
第二次産業	(億元) 54,596	3.5
第三次産業	(億元) 85,801	12.1
工業生産(付加価値ベース)**	-	6.5
社会消費財小売総額	(億元) 27,278	10.7
消費者物価上昇率(CPI)	-	1.2
工業生産者出荷価格(PPI)	-	6.4
工業生産者購買価格	-	9.0
輸出	(億米ドル) 1,800.0	8.0
輸入	(億米ドル) 1,419.6	11.9
貿易収支	(億米ドル) 380.5	-
対内直接投資(実行ベース)	(億米ドル) 89.2	▲ 9.8

*:1~4月の累計ベース。

**：独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

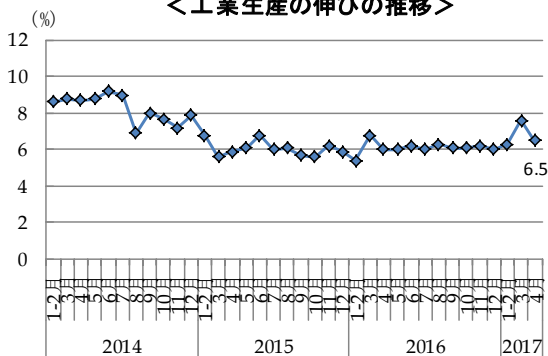
(出所) 国家統計局等の公表データを基に作成。

<固定資産投資の伸びの推移>



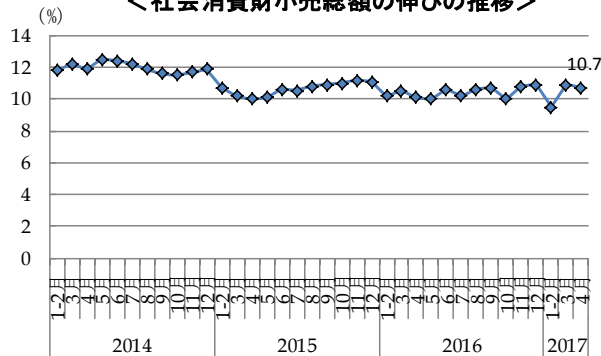
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

<工業生産の伸びの推移>



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

<社会消費財小売総額の伸びの推移>



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

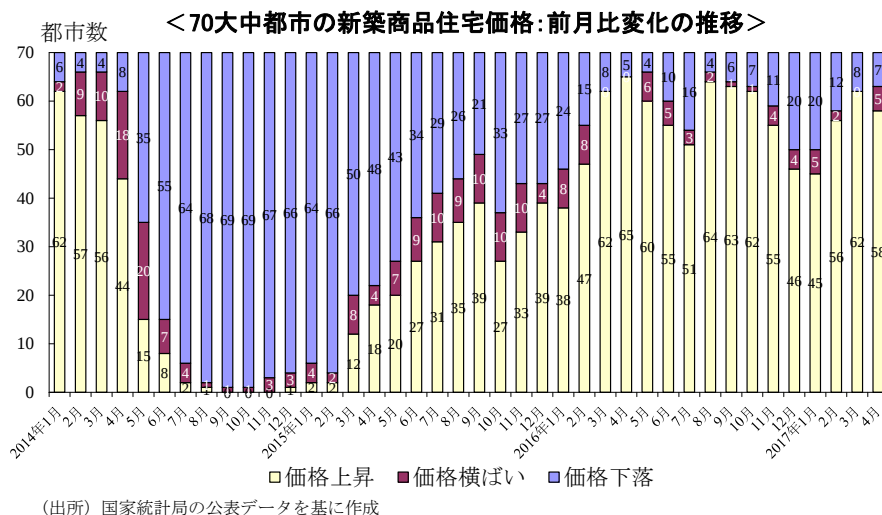
【産業】

◆4月の70大中都市住宅価格 前月比上昇58都市 前月より4都市減

国家統計局は18日、4月の70大中都市の住宅価格指数を発表した。

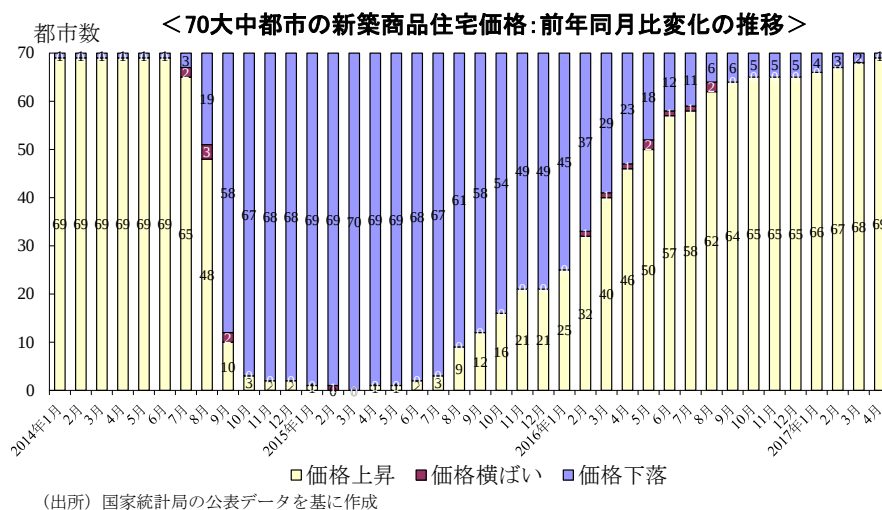
新築商品住宅価格について、前月比上昇した都市数は前月より4都市減少して58都市、下落した都市は前月より1都市減少して7都市となった。

上昇幅が大きかった都市は、唐山市(河北省)の前月比+2.3%、蚌埠市(安徽省)の同+2.2%、瀋陽市(遼寧省)の同+1.8%。下落幅が大きかった都市は、三亜市(海南省)の同▲1.2%、海口市(海南省)・泉州市(福建省)の同▲0.4%となった。



一方、前年同月比では、価格上昇した都市数は前月より1都市増加して69都市、下落した都市数は前月より1都市減少して1都市となった。

具体的には、無錫市(江蘇省)が前年同月比+28.4%、合肥市(安徽省)が同+27.3%、廈門市(福建省)が同+25.7%と上昇幅は大きく、錦州市(遼寧省)のみ同▲1.1%と下落した。



前年同月比の住宅価格平均上昇幅については、前月と比べて一線都市^(注)が2.8ポイント、二線都市^(注)が1.0ポイントそれぞれ縮小した一方、三線都市^(注)は0.4ポイント拡大している。

(注)一線都市:北京、上海、広州、深圳の4都市

二線都市:省都、副省都都市を含む31都市

三線都市:70都市から上記一線都市・二線都市を除いた35都市

【貿易・投資】

◆福建省 7月より最低賃金引き上げ

福建省人民政府は16日、同省の最低賃金引き上げを発表した。廈門市は現行の1,500元から1,700元へ、福州市は現行の1,350元から1,650元へ引き上げ、7月1日より実施する。2015年7月以来2年ぶりの改定となる。

なお、今年に入って最低賃金の引き上げを実施・発表した地域は、福建省に加え上海市、深圳市、陝西省の合計4地域となっている。

(注) 各地域の最低賃金については、下記リンクをご参照

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/317052401.pdf>

◆社会保険料率の引き下げ 上海市等で発表

上海市政府は4月28日、社会保険の企業が負担する料率を一部引き下げることを発表した。対象は医療保険と失業保険の2種類で、医療保険料率を10%から9.5%、失業保険料率を1.0%から0.5%に引き下げた。同措置は1月1日に遡って実施され、失業保険については2018年4月30日までを実施期間としている。

同政府は今回の引下げ措置について、企業の負担を軽減し、実体経済の安定的な発展を促進することを目的とするもので、今回の調整により各種社会保険の待遇に影響を及ぼすことはないとした。

また、天津市も企業が負担する失業保険料率を1.0%から0.5%に引き下げ、実施期間を2017年4月1日～2018年7月31日とした。

これらの引下げ措置は、人力資源社会保障部、財政部が今年2月に共同で発表した「段階的な失業保険料率引下げに関する問題についての通知」(人社部発〔2017〕14号)に基づくもので、企業・個人負担分を合わせた失業保険料率が1.5%の省(区、市)は1.0%まで引き下げてもよいとしている。同料率が1.5%の地域は合計22地域あり、現時点で上海、天津の他に10地域(山東省、浙江省、江蘇省、河北省、山西省、遼寧省、吉林省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区、甘粛省)でも失業保険料率の引下げを発表している。

＜上海市社会保険の適用料率の推移＞

＜上海市社会保険の適用料率の推移＞							
項目	納付基数	2015年度の納付比率 (2015年1月1日より適用)		2016年度の納付比率 (2016年1月1日より適用)		2017年度の納付比率 (2017年1月1日より適用)	
		企業	個人	企業	個人	企業	個人
年金保険	基数: 本人の前年度月平均賃金 上限: 同市の前年度月平均賃金の3倍 下限: 同市の前年度月平均賃金の0.6倍	21.0%	8.0%	20.0%	8.0%	20.0%	8.0%
医療保険		11.0%	2.0%	10.0%	2.0%	9.5%	2.0%
失業保険		1.5%	0.5%	1.0%	0.5%	0.5%	0.5%
労災保険		0.5%	0.0%	0.5%	0.0%	0.5%	0.0%
出産保険		1.0%	0.0%	1.0%	0.0%	1.0%	0.0%
合計		35.0%	10.5%	32.5%	10.5%	31.5%	10.5%

(出所) 上海市人力資源社会保障局の発表に基づき作成

(注) 色かけ部分は変更のあった納付比率

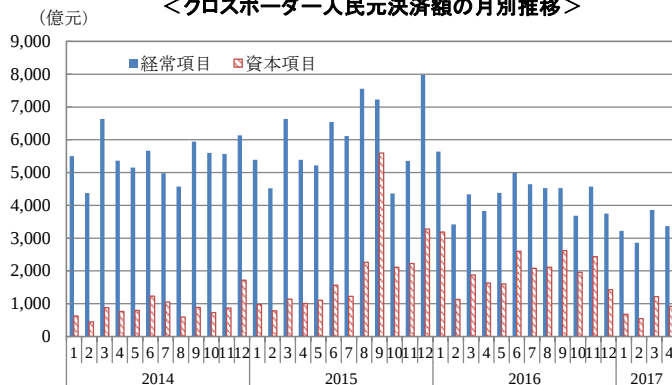
【金融・為替】

◆4月のクロスボーダー人民元決済額

中国人民銀行の12日の発表によると、4月のクロスボーダー人民元決済額は、経常項目が3,369億元、うち、貨物貿易が2,515億元、サービス貿易が854億元。資本項目が915億元、うち、対内直接投資が655億元、対外直接投資が260億元となった。

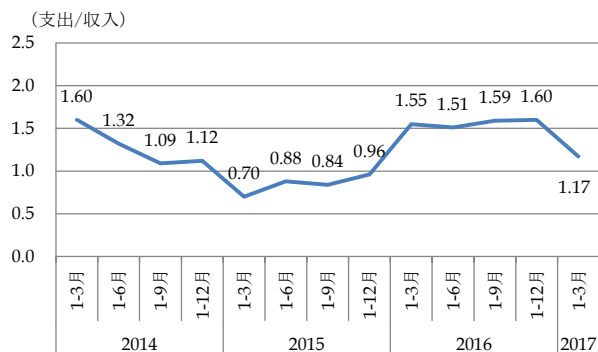
また、同日に発表された2017年第1四半期の「中国金融政策執行報告」によると、1-3月のクロスボーダー人民元決済の収入対支出の比率は1:1.17となり、2016年通年の1:1.60に比べ、収入と支出の差が縮小した。

＜クロスボーダー人民元決済額の月別推移＞



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

＜クロスボーダー人民元決済/収支比率の推移＞



(出所) 中国人民銀行の四半期毎発行の「中国貨幣政策執行報告」

(注) 2015年1-3月までは、三菱東京UFJ銀行 国際業務部による計算ベース

◆4月の人民元新規貸出 前年同月比 5,422 億元増 前月比 800 億元増の 1 兆 1,000 億元

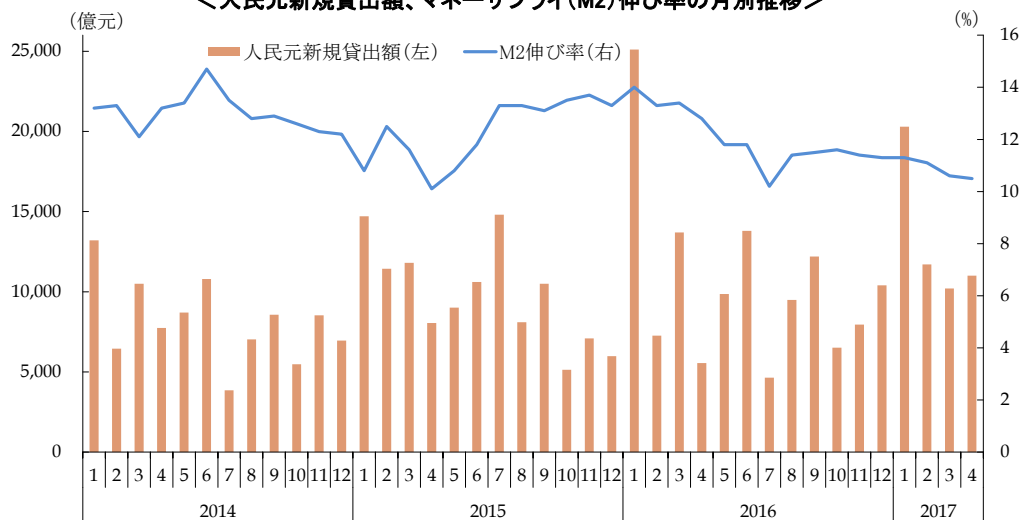
中国人民銀行の 12 日の発表によると、4 月の人民元新規貸出額は前年同月比+5,422 億元、前月比+800 億元の 1 兆 1,000 億元となった。

実体経済に供給された流動性の量を示す社会融資総量^(注)の増加額は前年同月比+6,133 億元、前月比▲7,300 億元の 1 兆 3,900 億元となった。

4 月末のマネーサプライ(M2)は前年同月比+10.5%の 159 兆 6,300 億元と、伸び率は 3 月末を 0.1 ポイント下回った。

(注) 社会融資総量=人民元貸出+外貨貸出+委託貸出+信託貸出+銀行引受手形+企業債券+非金融企業株式発行+保険会社賠償+投資用不動産+その他

＜人民元新規貸出額、マネーサプライ(M2)伸び率の月別推移＞



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

RMB REVIEW

◆対ドルでの膠着相場が継続しよう

今週(5/15～)の人民元相場は、週初に安値 6.9004 を示現するも、トランプ米大統領を巡る一連の悪材料がドル売りを誘うと、週央にかけて急反発。5/17には、約3週間ぶり高値 6.8806 まで上昇した。もっとも、同水準では上値も重く、週後半にかけては再び反落。本稿執筆時点では 6.89 台前半で推移するなど、週を通して方向感を見出すには至らなかった。尚、注目されたシルクロード経済圏構想「一帯一路」国際会議では、「自由な貿易を確保し、あらゆる形態の保護主義に反対する」等の共同声明が採択された。2 日間を通してサプライズは見られず、市場への影響は限られたものに留まった。5/15 に発表された中国の主要経済指標(小売売上高、固定資産投資、鉱工業生産)は総じて市場予想を下回る冴えない結果が示された。年初来強まっていた中国経済を巡る楽観的な見方が足元で徐々に後退している。

来週は、中国側のイベントに乏しく、基本的には、狭いレンジ内での膠着相場が予想される。但し、トランプ米大統領を巡る一連の悪材料が、引き続きドルの上値を抑える公算が大きく、状況次第では元高に振れる局面もありそうだ。もっとも、こうした動きが長期化するとは考え難い。①中国のマクロ経済指標にピークアウトの兆しが見られる他、②デレバレッジへの思惑などから中国の資産価格が下押しされているからだ。中国経済や金融市場に対する悲観的な見方が強まれば、人民元(対ドル相場)が反落に転じ、株安、債券安と併せ「トリプル安」に陥るリスクもあるだろう。事実、貿易加重平均で見た人民元バスケット指数^(※)は足元で約 2 年半ぶり安値を更新している。米中首脳会談、一帯一路サミットと重要イベントを終えたことで、当局が対ドルでの元安を再び容認する可能性もあるだろう。来週は狭いレンジ内での横ばい推移を想定しつつも、反落リスク、値幅の拡大には留意が必要だ。

(※) 中国外貨取引センター(CFETS)は昨年 12/29、人民元指数の算出方法を変更することを明らかにした。本年 1/1 より、従来の 13 通貨で構成されるバスケットから 24 通貨で構成されるバスケットに変更されている。

(5月19日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			
2017.05.15	6.8990	6.8890～ 6.9004	6.8976	-0.0051	6.0711	-0.0006	0.88586	0.0002	7.5500	0.0467	2.8000	3236.20	7.24
2017.05.16	6.8929	6.8891～ 6.8939	6.8897	-0.0079	6.0650	-0.0061	0.88481	-0.0011	7.6088	0.0588	3.4400	3260.52	24.32
2017.05.17	6.8828	6.8806～ 6.8918	6.8910	0.0013	6.1290	0.0640	0.88580	0.0010	7.6415	0.0327	2.9500	3251.28	-9.24
2017.05.18	6.8839	6.8839～ 6.8957	6.8929	0.0019	6.2301	0.1011	0.88505	-0.0008	7.6664	0.0249	2.8000	3236.24	-15.04
2017.05.19	6.8937	6.8888～ 6.8958	6.8900	-0.0029	6.1783	-0.0518	0.88559	0.0005	7.6848	0.0184	2.9500	3236.79	0.55

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2017 年 5 月上旬から中旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。

[政策]

【行政改革】

○「国務院の工商登記事前審査・許可事項の更なる削減に関する決定」(国発[2017]32 号、2017 年 5 月 7 日発布・実施)

企業の設立登記前の許可取得を義務付けていた事項を設立登記後の許可取得に変更することについての決定。企業の設立を促進する行政改革の一環。

■今回、変更される審査・許可事項と管轄部門は、以下の通り。

- ・ 質屋及び分支機構(注:支店、事務所)の設立(省政府商務部門)
- ・ 中外合弁・合作印刷企業及び独資包装・装飾印刷企業の設立(省政府新聞・出版・放送・テレビ部門)
- ・ 出版物印刷経営企業の設立(同上)
- ・ 外国航空会社の駐在員事務所の設立(中国民用航空局)
- ・ 民用航空機(エンジン、プロペラ)の生産(同上)

■今回の変更で、設立登記前の許可取得が必要な事項は、証券会社設立、民用爆発物生産、危険化学品取り扱い、外資銀行営業機構及び分支機構設立、保険会社及び分支機構設立、速達業務経営など 28 項目となった。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-05/11/content_5192882.htm

○「国務院弁公庁の“多証合一”改革の加速推進に関する指導意見」(国弁発[2017]41 号、2017 年 5 月 5 日発布・実施)

企業設立時の各種登記証書の統合を更に拡大することを地方政府と国務院各部門に指示したもの。昨年 10 月に、企業の営業許可証に組織機構コード証、税務登記証、社会保険登記証、統計登記証を統合する“五証合一”が全国範囲で実現したが、更に企業設立時に必要な証書の統合を推進する。

■既に遼寧省、江蘇省では上記の“五証”に印鑑作製許可証を統合し、湖北省宜昌市では更に銀行口座開設許可証を統合する試みが行われているが、各地方の状況に応じて“多証合一”の改革を推進し、今年 9 月までに成果を上げるよう要求している。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-05/12/content_5193122.htm

【税】

○「財政部、国家税務総局、科学技術部の科学技術型中小企業の研究開発費用税前追加控除比率の引き上げに関する通知」(財税[2017]34 号、2017 年 5 月 2 日)

「科学技術型中小企業」に対する減税措置。研究開発費の追加控除と無形資産の償却費控除の比率を拡大するもの。

■一般企業に対しては、無形資産を形成しない場合、研究開発費の 50%の追加控除、無形資産を形成する場合は無形資産原価の 150%の償却費控除が認められるが、「科学技術型中小

発布、同年1月1日実施)	企業」に対しては同じく 75%の追加控除、175%の償却費控除が認められる。 ■「科学技術型中小企業」の認定条件は、翌日に発布された「科学技術型中小企業評価弁法」によれば、以下の通り。 ① 中国(香港・マカオ・台湾を除く)に登録する企業であること。 ② 従業員総数が500人未満、年販売収入が2億元未満、資産総額が2億元未満であること ③ 企業の製品・サービスが国家の禁止・制限・淘汰類に該当しないこと。 ④ 前年度と当年度に、重大な安全・品質に関わる事故、環境違法行為、科学研究での信用逸失行為がなく、経営異常リスト、重大違法信用逸失企業リストに入っていないこと。 ⑤ 所定のポイント評価の合計が 60 点以上で、かつ科学技術人員のポイントが零点でないこと。(注:ポイントは、科学技術人員の全従業員に占める比率、研究開発費の販売収入または総費用に占める比率、主要製品またはサービスに係る知的財産権の所有数で構成され、それぞれ数値区分による配点が定められている。) なお、高技術企業資格証書を持つ企業は、上記①～④の条件を満たせば、「科学技術型中小企業」に認定される。 ■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2597736/content.html
---------------------	--

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
 コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2017年6月24日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>